

第6回締約国会議

2000年11月13～25日、於ハーグ

議題：第7項(c)

京都議定書の締約国としての役割を果たす
締約国会議第一回会合の準備（決議第8/CP.4号）

メカニズムに関する作業計画（決議第7/CP.4号及び第14/CP.5号）

京都議定書第12条

議長による注釈

付 録

1．本案文は将来の作業を容易にするために、COP 議長の権限に基づいて作成された。これは、COP の両補助機関がその第13回会合の後半にCOPへ提出した案文(FCCC/SB/2000/CRP.20/Add.1)並びにメカニズムに関するコンタクトグループの議長が支援した両補助機関の議長による非公式の参考意見や勧告に基づいている。

2．COP は、文書 FCCC/SB/2000/CRP.20/Add.1 に含まれる両補助機関から COP へ提出された案文もまだ有効であることを勸案の上、本案文にも留意するように要請する。

目 次

	(訳文)
	項 ページ
附属書：クリーン開発メカニズムに関する方法と手続 -----	3
定義 -----	3
A. 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議 の役割-----	1~3 4
B. 理事会-----	4~23 4
C. 運営組織の認定-----	24~31 8
D. 指定された運営組織-----	32~33 9
E. 附属書 に含まれる締約国の適格要件 -----	34~36 10
F. 参加 -----	37~44 12
G. 資金供与-----	45~46 13
H. 適格性確認と登録 -----	47~88 13
I. モニタリング-----	89~95 23
J. 検証と認証-----	96~98 25
K. 認証排出削減量の発行-----	99~102 26
附属書に対する附則	
X. 「の一部」 / 補足性-----	1~4 28
A. 運営組織認定の基準と手続-----	1~2 30
B. UNFCCC クリーン開発メカニズム参照マニュアル-----	1~2 32
C. 収益の一部の決定と配分 -----	1~5 37
D. [適応基金に関する決議第 X/CP.6 号] -----	38
E. 附属書 に含まれない締約国の登録簿 -----	1~9 40
附属書：ベースラインに関する指針設定のための委任事項-----	1~6 43
附属書：〔暫定的〕理事会の理事 -----	46

附属書：クリーン開発メカニズムに関する方法と手続

【定義】

本附属書においては、

(a) 京都議定書第 1 条に含まれる定義を適用するものとする。疑いを避けるために、「締約国」という用語は議定書の締約国を意味し、これには条約附属書 に含まれる締約国と含まれない締約国への言及も含まれる。

(b) 「条」とは、別途指定しない限り議定書の条項を意味する。

(c) [附属書 に含まれる各締約国を対象とする「割当量」は、1990 年または議定書第 3 条 5 項に従って決定される基準年または基準期間の、議定書附属書 A に記載された温室効果ガスの二酸化炭素相当人為的排出量の合計値について、議定書附属書 B で当該締約国について登録された比率を 5 倍したものに等しいものとする。]

(d) 「認証排出削減量」または“CERs”とは、第 12 条とそれに基づく規則に従って発行される単位を意味し、決議第 2/CP.3 号で定義されたまたはその後第 5 条によって改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される、二酸化炭素相当の 1 メートルトンに等しい。

(e) 「排出削減単位」または“ERUs”とは、第 6 条とそれに基づく規則に従って〔発行〕〔移転〕される単位を意味し、決議第 2/CP.3 号で定義されたまたはその後第 5 条によって改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される、二酸化炭素相当の 1 メートルトンに等しい。

(f) 選択肢 1 :〔「割当量単位」または“AAUs”〕とは、〔附属書 B に含まれる締約国の割当量のうちシリアル番号がつけられた一部〕〔第 3 条〔3、4、〕7、8 項に従って計算される単位〕を意味し、決議第 2/CP.3 号で定義されたまたはその後第 5 条によって改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される、二酸化炭素相当の 1 メートルトンに等しい。

選択肢 2 :「割当量の一部」または“PAA”とは、議定書第 17 条とそれに基づく規則に従って発行される単位を意味し、決議第 2/CP.3 号で定義されたまたはその後第 5 条によって改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される、二酸化炭素相当の 1 メートルトンに等しい。〔「割当量」には〔AAUs〕〔PAAs〕、CERs 及び ERUs が含まれる。〕

(g) 〔「割当量」には〔AAUs〕〔PAAs〕、CERs 及び ERUs が含まれる。〕

(h) 〔「利害関係者」とは、事業の影響を受けるまたは受ける可能性がある、或いは利害関係を持っている個人、団体または共同体を含む公衆を意味する。〕

A . 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の役割

1 . 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議（COP/MOP）は、クリーン開発メカニズム（CDM）に対して権限を持ち、指導し、また

(a) 〔事業の適格性、追加性の基準、ベースライン決定方法、モニタリング・検証・認証・認定・報告に関する指針、および報告書式などの問題[に関する COP/MOP の決議の実施]について、本附属書の諸規定に従って理事会の年次報告書を検討して理事会を指導し、理事会による勧告について決議を行うものとする。〕

(b) 〔CDM 理事会の職務を定める。〕

(c) 〔理事会会合の暫定議題の作成と配布を含めて、〕理事会の手続規則を採択する。

(d) 選択肢 1 : 理事会によって指定された運営組織のリストを受け付ける。

選択肢 2 : 理事会によって勧告された運営組織を指定する。

選択肢 3 : 理事会によって認定された運営組織を指定する。

(e) 必要に応じてクリーン開発メカニズムの事業活動の資金調達を支援する。

(f) CDM 事業の地域別及び小地域別の〔公正な〕分布状況を、制度的障壁を明らかにして適切な決議を行う観点から検討する。

(g) 指定された運営組織の地域別及び小地域別の分布状況を検討し、発展途上の締約国におけるそれら組織の認定を促進するために適切な決議を行う。

(h) 〔附則 D で[定義][設置]される適応基金を効果的に管理できるようにし、本附属書の諸規定に従って収益の一部の決定及び / または配分を改訂する。〕

2 . 選択肢 1 : 〔COP/MOP は、締約国が理事会の決定に関連して提起する問題を、関連する規則がある場合はそれに従って検討し決定を下すものとする。〕

選択肢 2 : 〔締約国は COP/MOP の手続規則に従って理事会の決定に対して異議申し立てを行うことができる。〕

3 . 〔本項のいかなる規定も、理事会の決議或いはその他の措置に関する見直し、変更または破棄を含めて、CDM の活動に関連すると自らが判断する問題について COP/MOP が検討し決議を行うことを妨げるものではない。〕

B . 理事会

4 . 理事会は、COP/MOP の権限と指導に従い、CDM を監督するものとする。

5 . 理事会は、下記を行うものとする。

(a) 決議第〔B/CP.6〕号、本附属書及び COP/MOP の関連する決議で述べられている職

務を遂行する責任を負い、また COP/MOP に対して全面的に説明責任を負う。

(b) [COP/MOP に対してその手続規則を勧告][する][し、 COP/MOP の次回会合で採択されるまでの間その規則を適用する]。

(c) COP/MOP の各会合に対して、その活動状況を報告し、適宜方法と手続について COP/MOP が検討するように勧告する。

(d) [CDM に関する方法と手続の遵守について、 [締約国 { または UNFCCC の認定オブザーバー } が提起し、] 理事会が検討の価値があると判断する書面による具体的な懸念や反対意見について、 58 項で述べる独立の見直し手続を通じて対処する。]

(e) 運営組織の認定について責任を負う。

(f) 附則 A の認定基準を見直し、該当する場合はこれら基準の変更 [について COP/MOP へ勧告] を行う。

(g) [附則 B で規定する UNFCCC の CDM 参照マニュアルを維持し、利用に供する。]

(h) [事業の境界線とベースラインに関連する新しい方法と指針 [を承認する] [について COP/MOP へ勧告を行う]。]

(i) [CDM に含まれる及び / または除外できる事業活動の種類について COP/MOP へ勧告を行う。]

(j) CDM の事業活動に関する公表可能なデータベースを作成し維持する。

(k) [附則 E で規定される CDM 登録簿を作成し維持する。]

(l) 必要に応じて CDM の事業活動の資金調達を支援するために、資金供与を必要としている CDM の事業活動案及び投資機会を探している投資家について、公表を前提に理事会へ提出されている関連情報を公表する。

(m) 制度的な障壁を明らかにし、それについて COP/MOP へ報告する目的で、CDM 事業の地域別及び小地域別の分布状況が [公正] かどうか [定期的に] 見直す。

(n) 登録された事業設計文書、受け取ったコメント、検証報告書、理事会の決議、及び発行されたすべての CERs に記載されているものを含めて、CDM の事業活動について守秘義務のないすべての関連情報を、下記の (o) 並びに決議第 [B/CP.6] 号、本附属書及び COP/MOP の関連決議に含まれる諸規定に従って、公表できるようにする。

(o) [COP/MOP の決議によって] [国内法によって] 義務づけられる場合を除いて、CDM 事業参加者から入手した、独占或いは機密とされる公にはならない情報を、情報提供者の書面による同意なしに開示してはならない。 [49 項 (d) で述べる環境影響評価及び] [63] [64]

と 65]項で定義される追加性を判定するのに使われる情報は、守秘義務のあるものとは見なされないものとする。

(p) 理事会は、78 項と 79 項で述べる事業の定義を〔迅速に〕見直し〔について COP/MOP1 の見直しを受け〕〔また〕これら事業が優先的な取扱を受けられるようにする方策を勧告〔及び見直し〕〔し、〔CDM としてでなく実施されうる〕事業を除外する基準を定める〕ものとする。

6 . 理事会は下記によって構成されるものとする。

選択肢 1 : 附属書 に含まれる締約国から選ばれる [8] [x] 名、及び〔締約国会議 (COP) 運営における現在の慣例にならって利害関係グループを考慮に入れて、小規模島嶼の発展途上国を代表する 1 名を含めて〕附属書 に含まれない締約国から選ばれる [8] [x] 名〕を〔輪番制で〕。

選択肢 2 :〔締約国会議 (COP) 運営における現在の慣例にならって利害関係グループを考慮に入れて、小規模島嶼の発展途上国を代表する 1 名を含めて〕、国連が定めた五つの地域の締約国が提案するそれぞれ [3] [X] 名を〔輪番制で〕。

7 . 理事会の理事は〔国連が定めた五つの地域それぞれ〔及び小規模島嶼の発展途上国〕における〕〔附属書 に含まれる、及び含まれない〕締約国によって指名され、COP/MOP によって選出されるものとする。空席も同じ方法で埋めるものとする。

8 . 理事の任期は 2 年とし、最大限 2 期連続の就任が可能とする。各グループから最初に指名される委員の半数は、任期を 3 年とする。下記 15 項に基づく指名は 1 期と見なすものとする。理事はその後任者が選出されるまで職にとどまるものとする。

9 . 理事は適切な技術的及び / または政策的専門知識を持ち、〔また個人の資格で行動するものとする〕。〔各理事は理事会の会合へ 1 名の助言者を同伴することができる。発展途上の締約国から理事会の会合へ出席する理事と助言者の参加費用は、理事会の運営費用から拠出されるものとする。〕

10 . 理事は、理事会へ提出される CDM の事業活動について、CERs の発行を含めて金銭的或いは資金的な利害関係を持たないものとする。

11 . 理事会に対する責務として、理事は理事会におけるその職務によって知り得た守秘義務のある情報を開示してはならない。

12 . 各理事はその職務を引き受ける前に、国連事務総長または権限を与えられたその代理人を証人として書面による宣誓を行うものとする。

13 . 守秘義務のある情報を開示してはならないという理事の義務は、当該理事に関する義

務であり、この義務は理事会の理事としての任期が終了後も残るものとする。

14 . 理事会は、主として利害の対立に関する規定の違反、守秘義務規定の違反、正当な理由なく 2 回続けて理事会の会合へ出席しなかった場合などを根拠として理事の任期を停止し、COP/MOP へ解任を勧告することができる。

15 . 理事会のいずれかの理事が辞任した場合、或いは他の理由により任期を全うできないまたは職務を遂行できない場合、理事会は COP/MOP の次回会合までの期間を考慮に入れて、当該理事の残り任期を対象に別の理事を指名することができる。この場合、理事会は当該理事を指名したグループの意見を考慮に入れるものとする。

16 . [理事会はその議長と副議長を選出するものとし、そのうち一人は附属書 に含まれる締約国から、もう一人は附属書 に含まれない締約国から選ばれるものとする。議長と副議長は、それぞれ附属書 に含まれる締約国の理事と含まれない締約国の理事との間で毎年交代するものとする。

17 . 理事会は年間 3 回以上、必要に応じて開催するものとする。

18 . 理事会の議決に要する定足数は、附属書 に含まれる締約国の理事の過半数、及び附属書 に含まれない締約国の理事の過半数を合わせ、理事全体の 3 分の 2 以上とする。

19 . 理事会の決議は〔可能な限り〕全会一致によるものとする。〔全会一致のためのあらゆる努力が払われても合意に到達できなかった場合、決議は会合に出席して投票を行う附属書 に含まれる締約国の理事の過半数及び附属書 に含まれない締約国の理事の過半数を合わせ、全体として 3 分の 2 以上の多数決によって行われるものとする。投票を棄権する理事は、投票しなかったと見なすものとする。〕

20 . [理事会の会合には、理事会が別の決定をした場合を除いて、[すべての締約国及び] UNFCCC に認定されたすべてのオブザーバーが、オブザーバーとして自由に出席できるものとする。]

21 . 理事会によるすべての決議の全文は事務局によって保管され、各締約国へ伝達され、公表されるものとする。理事会で使用される言語は英語とする。決議は国連の六つの公用語すべてによって作成されるものとする。

22 . 理事会は、適宜 COP/MOP の指導に基づき、その活動に必要な運営管理上の支援を受けるように手配することができる。

23 . 理事会は、その職務の遂行を支援するための委員会、パネル、または作業グループを設置することができる。理事会は、UNFCCC の専門家リストからのものを含めて、その職務を遂行するのに必要な専門知識を利用するものとする。その場合、理事会は利害対立の回避に関する規則を履行することを条件に、地域的なバランスを十分に考慮に入れるも

のとする。

C . 運営組織の認定

24 . [理事会によって認定されている運営組織は、COP/MOP の次回会合で指定されるまでは、暫定的に指定されるものとする。]

25 . 理事会は、運営組織を認定する責任を負うに当たり、

(a) COP/MOP に対して、第 12 条 5 項に従って運営組織として指定することに関する附則 A に含まれる認定基準を満たす組織を勧告するものとする。

(b) 指定されたすべての運営組織の公表可能なりストを維持するものとする。

(c) 指定されたそれぞれの運営組織が引き続き附則 A に含まれる認定基準を満たしているか見直し、それに基づき三年ごとに当該運営組織を再度認定するか確認するものとする。

(d) 更に必要と判断した場合は、何時の時点でも任意検査を行い、その結果に基づいて上述の見直しを行うか判断するものとする。

26 . 理事会は、ある運営組織がもはや認定基準または適用される COP/MOP の決議の規定を満たしていないと判断した場合、当該組織の指定を停止または撤回するように COP/MOP へ勧告することができる。理事会は、指定された当該運営組織が聴聞の機会を持った後でのみ指定の停止または撤回を勧告することができる。この停止または撤回は、理事会が勧告を行い次第直ちに暫定的に有効となり、COP/MOP が最終決定を行うまで効力を持つ。影響を受ける運営組織は、理事会がその停止または撤回を勧告し次第、直ちに書面により通知を受けるものとする。この場合の理事会による勧告と COP/MOP による決定は公表されるものとする。

27 . 登録されている事業活動は、CDM 事業活動に関する適格性確認報告書、検証報告書または認証書で見いだされた重大な欠陥が指定の停止または撤回の理由とならない限り、指定の停止または撤回の影響を受けないものとする。

28 . ある CDM 事業活動に関する適格性確認報告書、検証報告書または認証書の中で見いだされたそのような欠陥が指定された運営組織の、指定の停止または撤回の理由となる場合、理事会はその欠陥を査定し、該当する場合はそれを修正するために、別の指定された運営組織を指名するかどうかを決定するものとする。この査定で超過 CERs が発行されたことが判明した場合、認定が撤回または停止された指定された運営組織は、当該事業について発行された超過 CERs に等しい数量の[AAU][PAA]、[ERUs または] CERs 或いは理事会が決定する同等の金額を 90 日以内に CDM 登録簿の取消口座へ〔移転〕〔クレジット〕

するものとする。

29 . 指定された運営組織の停止または撤回は、登録された事業活動に有害な影響を与える場合に、影響を受ける事業の参加者が聴聞の機会を持った後でのみ行われるものとする。

30 . 上記 28 項の査定に起因する費用は、認定が撤回または停止される指定された運営組織が負担するものとする。

31 . 理事会は上記 25 項の職務を遂行するに当たり、23 項の規定に従って支援を求めることができる。

D . 指定された運営組織

32 . 指定された運営組織は、理事会を通じて COP/MOP に対して説明責任を負い、本決議及びその附属書、並びに本決議とその附属書に従って COP/MOP 及び理事会が採択したその他関連決議に含まれる方法と手続を遵守するものとする。

33 . 指定された運営組織は、下記を行うものとする。

(a) CDM 事業活動案の適格性を確認する。

(b) 発生源による人為的な排出の削減〔及び吸収源による人為的除去の強化〕を検証し、認証する。

(c) 適格性確認または検証と認証の職務を行う CDM 事業活動を受け入れている締約国の適用法規を遵守する

(d) 適格性確認または検証と認証の職務を行う組織として選定されている運営組織及びその下請け組織が、CDM 事業活動の参加者との間に実体的または潜在的な利害の対立がないようにする。

(e) CDM 事業活動について適格性確認、または検証と認証の職務の一つを行う。理事会は単一の指定された運営組織がこれらすべての職務を実行するのを認めることができる。

(f) 自らが適格性確認、検証と認証をしたすべての CDM 事業活動の公表可能なりストを維持するものとする。

(g) 理事会へ年次活動報告書を提出する。

(h) 理事会に対する責任を条件として、〔COP/MOP の決議によって〕〔国内法によって〕義務づけられる場合を除いて、CDM 事業参加者から入手した他の場合であれば公表できない特許或いは機密と記された情報を、情報提供者の書面による同意なしに開示してはならない。〔49 項(d)で述べる環境影響評価及び〕[63][64 と 65]項で定義される追加性を判定するのに使われる情報は、守秘義務のあるものとは見なされないものとする。

E . 附属書 に含まれる締約国の適格性必要条件

34 . 選択肢 1 : 附属書 に含まれる締約国は、決議第 [--/CP.6] 号に基づいて設置される遵守委員会が下記 36 項(a), [(g)], [(h)], [(i)], [(j)], [(k)]に含まれる適格性必要条件を満たしていることを当該締約国が立証したと判断すれば、第 3 条の諸規定に基づき CERs を取得〔使用〕することができる。

35 . [第 12 条の諸規定及び / または締約国や企業に関する適格性必要条件を含めて CDM について設定された規則と指針に対する附属書 に含まれる締約国の遵守状況に関する疑念は、いずれかの締約国、いずれかの運営組織、或いは第 8 条に基づく見直し作業が提起することができる。]

選択肢 2 : 附属書 に含まれる締約国は、

(a) 下記 36 項(b) ~ (e) [及び(g) ~ [(i)][(k)]] の適格性必要条件を満たしていることを文書化した報告書を事務局へ提出して [XX¹] か月が経過してから、決議第 [--/CP.6] 号に基づいて設置される遵守委員会がそれら必要条件の一または複数を満たしていないと判断しない限り、第 3 条に基づくその排出の抑制と削減に関する数量化された約束を遵守する一助として、CERs を使用することができる。

(b) 遵守委員会の執行部門が事務局に対して、下記 36 項(b) ~ (e) [及び(g) ~ [(i)][(k)]] の適格性必要条件に関連して当該締約国が何ら実施上の問題について処分を受けていないと通知している場合は、もっと早い時期から第 3 条に基づくその排出の抑制と削減に関する数量化された約束を遵守する一助として、CERs を使用することができる。

(c) 下記 36 項(b) ~ (e) [及び(g) ~ [(i)][(k)]] の必要条件の一または複数を満たしていないと遵守委員会が判断しないかぎり或いは判断するまで、引き続き CERs を使用することができる。遵守委員会から上記の必要条件の一または複数を満たしていないと判断された締約国は、これら必要条件を満たしており、従って再び CERs を使用する定格性を持つと遵守委員会が判断した時のみ、CERs を使用することができる。

36 . 34 項でいう締約国の適格性必要条件とは、下記を意味する。

選択肢 1 : この選択肢は下記の(a)に関するもの。

(a) 最新の年間温室効果ガス目録と温室効果ガス目録報告書の提出及び[...]で規定される登録簿に関する規定を含めて、議定書第[3]、5、7 条に基づくその約束、及びそれに基づき決定される指針で規定される必要条件を遵守している。

選択肢 2 : この選択肢は下記の(b) ~ (f)に関するもの。

¹ 第 8 条の専門家による検討班と遵守委員会の執行部門が何らかの問題点を明確にし規則を妥当に定めるのに十分な一定の期間。

(b) 34 項(a)に基づき報告書を提出する時点まで及びそれ以降に、第 5 条 1 項及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件に従って、モントリオール議定書によって規制されているものを除くすべての温室効果ガスの発生源による人為的排出及び吸収源による除去を推定する国内制度を設定している。

(c) 34 項(a)に基づき報告書を提出する時点まで及びそれ以降に、第 7 条 4 項及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件に従って、第 3 条 10、11、12 項の諸規定に基づく〔その割当量におけるすべての変動〕〔移転または取得する ERUs、CERs 及び [AAUs] [PAAs]〕〔[AAUs][PAAs]と ERUs の増減及び CERs の増加〕を説明し追跡するためのコンピューター化された国内登録簿を備えている。

(d) 〔34 項(a)に基づき報告書を提出する時点までに、第 7 条 4 項及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件に従って、その[最初の]割当量を設定している。〕

(e) 34 項(a)で説明する報告書の中で、〔モントリオール議定書によって規制されているものを除く温室効果ガスの発生源による人為的排出 [及び吸収源による除去]について〕〔附属書 A のガスと発生源に関する〕第 5 条 2 項と第 7 条 1 項の諸規定及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件（第一回提出期限に関する条件を除く）に従って、最新年度の年間目録を提出している。

(f) その後 34 項(a)で説明する報告書の提出に続く各年度について、第 7 条 1 項とそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件に従って年次報告書〔その割当量に関する情報〕を、また〔附属書 A のガスと発生源に関する〕第 5 条 2 項と第 7 条 1 項の諸規定及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件に従って年間目録を、それぞれ提出している。

注釈：以下の(g)～(l)は選択肢 1 と選択肢 2 の一部とすることができる。

(訳注：原文に(l)はない)

(g) 〔議定書を批准している。〕

(h) 〔[COP][COP/MOP]によって採択される遵守に関する手続のメカニズムによって拘束されている〕。〔[その手続とメカニズム{、特に第 2 条 1 項と 3 項、第 3 条 2 項と 14 項、第 6、11、12、17 条に関する諸規定}に従って、][附則 X に従って] CDM への参加から除外されていない。〕

(i) 〔第 7 条 2 項及びそれに基づき決定される指針に従って、義務づけられる最新の[すべての]定期的国別報告書を提出している。〕

(j) 〔COP 及び COP/MOP の関連決議に従って、第 3 条 3 項と 4 項に基づく必要条件に準拠して人為的活動に直接起因する、温室効果ガスの発生源による排出及び吸収源による除去に関する変動の正味量について義務づけられる最新の情報を提出している。及び〕

(k)〔[附則 X に従って]国内での[行動][政策と対策]を通じて十分な排出削減を達成している。〕

F. 参加

37 .〔CDM の認証された各事業活動には、附属書 に含まれる締約国と附属書 に含まれない締約国の双方が参加しなければならない。〕

38 . CDM 事業活動への参加は自主的なものである。

39 . 附属書 に含まれない締約国は、下記の場合に CDM 事業活動から便益を受けることができる。

(a) 議定書を批准している。

(b) 〔条約第 12 条に従ってその国別報告書を提出している〕〔条約第 4 条 3、5、7 項を考慮に入れて条約第 12 条に基づくその約束を遵守している〕。

(c) 〔COP/MOP によって採択された遵守に関する手続とメカニズムに拘束されている〕〔COP/MOP によって採択された遵守に関する手続とメカニズムに拘束されており、その手続とメカニズムに従って、CDM への参加から除外されていない。〕

40 .〔[国際金融機関及び多国間基金を含めて、] 民間のまたは公的な組織は、[関与する締約国][それが事業活動をしているまたは法律上の居住者である締約国（但し、当該締約国が 36 項の該当する必要条件を満たしている場合）]の承認を得て CDM 事業活動に参加することができる。〕

41 . 選択肢 1 :〔第 12 条 3 項(a)で言及する活動及び認証排出削減量の取得を含めて、CDM において〕民間の及び/または公的な組織の〔CDM 事業活動への〕参加を認可する附属書 に含まれる締約国は、議定書及び条約に基づくその義務の履行について引き続き責任を負い、かかる参加が方法と手続に関する本附属書と整合性を保つようにするものとする。〔附属書 に含まれない締約国が CDM 事業活動を承認する時点で明確に認めていなかった費用、リスク、責任は、参加する附属書 に含まれる締約国が負うものとする。〕

選択肢 2 :〔第 12 条 3 項(a)で言及する活動及び認証排出削減量の取得を含めて、CDM において〕民間の及び/または公的な組織の〔CDM 事業活動への〕参加を認可する締約国は、議定書及び条約に基づくその義務の履行について引き続き責任を負い、かかる参加が方法と手続に関する本附属書と整合性を保つようにするものとする。

42 . 締約国は、当該締約国及びその居住者である組織、またはその管轄下で操業する組織による CDM 事業活動への参加について、CDM について設定する規則及び指針と整合した国内の規則または指針を立案することができる。締約国はその国内の規則と指針を公表

するものとする。

43 . CDM に参加する締約国は、CDM に関する国内当局を指定するものとする。

44 . これら方法と手続の実施に関連する諸問題は、上記 34 項と 35 項に関するものを除いて、理事会が〔解決〕〔対処〕〔決定〕するものとする。

G. 資金供与

45 .〔附属書 に含まれる締約国による CDM 事業活動への〔から生ずる CERs を取得するための〕〔公的〕資金は、資金のメカニズムの枠内における条約附属書 に含まれる締約国の資金的義務、並びに〔現行の〕政府開発援助(ODA)の流れ〔に明確に追加的であり〕〔かつ〕〔それらの流用にならない〕ものでなければならない。〔従って ODA{及び GEF}からの資金は、CERs の取得に使用してはならない。〕

46 . 選択肢 1 : CDM 事業活動は、附属書 に含まれる〔及び/または含まれない〕締約国及び国際的金融機関と多国間基金を含む民間のまたは公的な組織が個別にまたは共同で、開発と資金供与を行い、また実施することができる。

選択肢 2 : CDM 事業活動への資金は、参加する附属書 に含まれる締約国から参加する附属書 に含まれない締約国に対して供与され、参加する附属書 に含まれる締約国への〔唯一の〕見返りは、議定書第 3 条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束の一部を履行するために事業活動から取得できる CERs とする。附属書 に含まれる締約国は、この資金供与に民間の及び/または公的な組織を関与させることができる。CDM 事業の資金は、附属書 に含まれる参加者が附属書 に含まれる参加者と含まれない参加者との間の二か国間の取決めを通じて供与するものとする。

H. 適格性確認と登録

47 . 適格性確認は、指定された運営組織がある事業活動を、附則 B で定義される事業設計文書に基づいて決議第〔 B/CP.6 〕号と本附属書で規定される CDM の必要条件と対比して第三者的に評価するプロセスである。

48 . 登録は CDM 事業活動として適格性を確認された事業の理事会による正式な承認である。登録は当該事業活動に関連する検証、認証及び CERs の発行の前提条件となる。

49 . 事業の参加者が事業活動の適格性を確認するために契約取決めに基づいて選定する指定された運営組織は、下記の必要条件が満たされているか確認するために事業設計文書及び何らかの裏付け文書を検討するものとする。

(a) E 項及び/または F 項で規定された参加する締約国の適格性規準が満たされている。

(b)〔事業活動が CDM に基づく適格性を持つ。〕

(c) 利害関係者によるコメントが、関連する国内の必要条件に従って考慮されている。

(d) 事業活動が〔国内の法律と指針、またはそれが無い場合は[該当すれば]国際的な指針に従って〕環境影響評価を受けている。

(e) 〔事業活動が 65 項で規定する限界規準（該当すれば）を満たしている。〕

(f) ベースライン設定方法、〔限界値〕及びモニタリング計画が、下記のいずれかに準拠している。

() 設定方法が[理事会][COP/MOP]によって承認されている。または

() 新しい設定方法に関する方法と手続。

(g) 選択肢 1 :〔吸収源による人為的な除去を強化するための事業の場合は、下記を明確にすることにより CERs が温室効果ガスの除去の強化及び/または排出の回避による実質的、測定可能かつ長期的な便益を反映するものとする。〕

() 炭素が隔離されているであろう期間、

() 事業を通じて隔離される炭素の一部または全部が上記()で述べた期間より前に放出される可能性に対する対処方法。

() 土地利用、土地利用の変化及び林業による炭素の除去に関連する事業活動に基づいて発行される各 CER を「一時的認証排出削減量」(T-CER)に指定し、(d)に従って決められる期間だけ有効とする。この有効期間を各 T-CER の一意のシリアル番号の一部とする。

() 土地利用、土地利用の変化及び林業に関連する事業活動に関する事業設計文書は、事業の終了日を指定するものとする。この事業設計文書は、T-CER が発行された後事業活動の終了日までの継続的かつ定期的なモニタリング、及びモニタリング結果の指定された運営組織への報告について規定するものとする。

選択肢 2 :〔²永久的でなく気候変動の軽減に関する便益をもたらす土地利用、土地利用の変化及び林業に関連する事業活動の場合、当該事業活動が 77 項で規定する必要条件を満たす。〕

(h) 当該事業活動が、それがなくても発生するであろうものに追加する発生源による人為的な排出の削減〔または吸収源による人為的な除去の強化〕をもたらすと予想される。

(i) モニタリング、検証及び報告に関する規定が本決議第〔B/CP.6〕号及び本附属書に従っている。

(j) CDM 事業活動が 83 項に規定する必要条件を満たすクレジット期間を使っている。

(k) 事業が、決議第〔B/CP.6〕号、本附属書及び COP/MOP〔と理事会〕による関連決

² このカッコ内の案文は交渉によるものではない。

議における CDM 事業活動に関するその他すべての必要条件に準拠している。

50 . 指定された運営組織は、ある事業活動が 49 項を参照した上でこれまで理事会によって承認されていないベースライン設定方法を使っていると判断した場合、この方法を理事会が 51 項及び 52 項の規定に従って検討できるように報告しなければならない。

51 . 理事会は迅速に、可能であれば 3 か月以内に、提案された新しい方法を使おうとする事業活動が登録される前に、この方法を検討するものとする。理事会がこの新しい方法を〔承認する〕〔承認するように COP/MOP へ勧告する〕場合は、常に類似の性格を持つ他の事業への適用に関する手引きとともに公表できるようにするものとする。

52 . 事業の参加者は、〔理事会〕〔COP/MOP〕によって承認された方法を理事会による追加の見直しなしに使用することができる。但し指定された運営組織は、この方法が提案された事業活動の置かれた状況に適しているか判断することを条件とする。

53 . 5 項(o)に含まれる守秘義務に関する規定に従って、指定された運営組織は事業設計文書を公表できるようにするものとする。この運営組織は、各締約国及び UNFCCC によって認定された非政府組織から〔当該事業設計文書のあらゆる観点、〕〔限界値、〕ベースライン設定方法、モニタリング計画の適切性、その他追加性と漏出に関連する問題点〔及び隔離事業の場合は、49 項(g)に基づく方法の適切性〕に関する点について〔当該事業設計文書が公表されてから 45 日間にわたり〕コメントを受け付けるものとする。(注釈：この件については 5 項(o)の規定を再検討する必要がある。)

54 . コメントの受付期限が過ぎた後、指定された運営組織は提供された情報に基づき、また受け取ったコメントを考慮に入れて、当該事業活動の適格性を確認するかどうか判断するものとする。締約国または理事会の理事から要請された場合、運営組織は受け取ったすべてのコメントを伝達するものとする。

55 . 指定された運営組織は、文書化された事業設計が適格性確認の必要条件を満たしていないと判断した場合、それを事業の参加者へ通知して不受理の理由を説明するものとする。

56 . 指定された運営組織が理事会へ適格性確認報告書を提出する前に、事業の参加者は〔関与する各締約国〕〔受入締約国〕の指定された当局からの、当該事業が受入締約国の持続可能な開発に役立つという確認を含めた正式な承認文書を提出するものとする。

57 . 指定された運営組織は、提案された事業活動に適格性があると判定した場合、理事会に対して、適格性を確認された事業設計文書及び指定された運営組織が受け取ったコメントをどのように考慮に入れたかの説明を含めて、登録の申請書を提出するものとする。この申請は適格性確認報告書の書式の中で行われるものとする。指定された運営組織はこの確認報告書を公表可能にするものとする。

58 . 理事会による登録は、事業活動に関与している一つの締約国、または理事会の[x]名以

上の理事〔または[y 国]以上の締約国〕が提案された CDM 事業活動の見直しを要求しない限り、理事会が登録の申請書を受け取った日から[30][60]日後に最終決定と見なされるものとする。見直しの要求は下記の規定に従って行われる。

(a) 見直しの要求は、〔事業設計文書のどの点に関するものでもよい〕〔当該事業活動に対する[限界値の]ベースライン設定方法を適用すること、モニタリング計画の適切性、環境的追加性と漏出に関するその他の問題[及び隔離事業の場合は 49 項(g)に基づく方法の適切性]に関連する問題に関するものとする〕。

(b) 本項に基づく見直しの要求を受け取り次第、理事会は下記(c)に従って見直しを行い、申請された登録を承認すべきか否かについて決定するものとする。

(c) 理事会はこの見直しを、見直しの要求を受け取ってから 2 回目の会合までに完了するものとする。

(d) 理事会は事業の参加者に対してその決定を通知し、この決定とその理由を公表できるようにするものとする。

59 . 承認されなかった事業活動案は、適切な改訂を加えた後、適格性確認とその後の登録のために再検討することができる。但し、それがパブリックコメントに関するものを含めて適格性確認と登録のすべての手続と必要条件を満たしていることを条件とする。

60 .〔CDM 事業活動は、

(a) 条約（特に第 4 条 5 項に追記されているもの）及び議定書の他の規定で義務づけられているものに加えて、[最新の、][適切な][受入締約国の置かれた状況で使用可能かつ実際の最善の]環境上安全かつ適正な技術の移転をもたらすものとする。

(b) [再生可能エネルギー、海洋熱エネルギー転換、嫌気性呼吸を促進する活動、効率化の最先端にあるエネルギー効率化技術、及び {運輸部門}{いかなる差別もすることなく}{すべての部門}の排出削減を優先するものとする。]

(c) [原子力の利用を {支援しない}{含めない}ものとする。]

(d) [温室効果ガス吸収源による人為的またはそれ以外の除去を強化する活動は、{他の多国間環境取決めに そぐわない またはアジェンダ 21 及び国連持続可能な開発委員会で合意された原則にそぐわない ものとして}、{第 3 条 3 項及び 4 項に関する方法論上の作業の結果が出て、COP/MOP がこれら事業活動の適格性について決議を行うまで}含めないものとする。]

(e) [京都議定書第 3 条 3 項{及び 4 項}の実施に関する決議第 /CP.6号で設定される条件を満たしていれば、植林、再植林 { 及び森林伐採の防止 吸収源の保全と人為的強化 }]

を含む土地利用、土地利用の変化及び林業に関する事業活動を、{2000年から第1約束期間の開始までの間}含めるものとする。]

(f) [{砂漠化防止、生物多様性と流域の保全、及び土地管理改善のための}炭素隔離を優先するものとする。]

61 . [事業活動は、それに基づく発生源による人為的排出の削減〔及び/または吸収源による人為的除去の強化〕が[2000年1月1日][1997年12月11日][または受入締約国が議定書を批准する日付のいずれか遅い方]以後に始まった、或いはパイロットフェーズの共同実施活動として報告され、それがこれら方法と手続に関する必要条件を満たしている場合、CDM 事業活動として登録する適格性を持つことができる。[事業活動がパイロットフェーズの共同実施活動として報告された後、CDM 事業活動として登録される場合、2000年1月1日以降の発生源による人為的排出の削減[及び/または吸収源による人為的除去の強化]は遡及的検証と認証の適格性を持つ。]

62 . CDM 事業活動は、事業をベースとして事業ごとに行われるものとし、より広義の事業に組み込むこともできる。

選択肢 A (63 項):

63 . CDM 事業活動は、下記の場合に追加性を持つ。

(a) 登録された CDM 事業活動がない場合に発生するであろう排出量に比べて、下回る〔或いは吸収源による人為的除去が上回る〕。

(b) [附属書 に含まれる締約国による CDM 事業活動への[から生ずる CERs を取得するための][公的な]資金供与は、資金的メカニズムの枠内における条約附属書 に含まれる締約国の資金的義務、並びに[現行の]政府開発援助(ODA)[の流れ][に明確に追加され][かつ][それらの流用にならないもの] でなければならない。[従って、ODA{及び GEF}からの資金は、CERs の取得に使用してはならない。] (資金的追加性)]

注釈：この(b)に含まれる規定を記載するのは一回だけでよい(現在は決議、資金供与及びここに記載されている)。どこへ入れるのがベストかについて意見が一致していない。

(c) [投資の追加性は、CDM 事業活動のリスク調整済み内部収益率が[x]%を下回る場合に認められる。理事会は各国固有のリスク調整係数と[x]の数値を定める。]

選択肢 B (64 ~ 66 項):

64 . [CDM 事業活動に起因する温室効果ガスの発生源による人為的な排出の削減[または吸収源による人為的な除去の強化]は、当該 CDM 事業活動が 65 項で設定される限界規準を満たしており、排出量が当該 CDM 事業活動について承認されたベースラインの排出量

を下回っている〔及び／または除去量が上回っている〕場合に、第 12 条 5 項(c)との関連で追加性があると見なされるものとする。

65 . CDM 事業として適格性を持つために、提案される事業活動は発生源による人為的な排出の削減〔または吸収源による人為的な除去の強化〕について、〔附属書 〕〔当該受入締約国〕〔該当する地理的地域〕の中で最近実施された同類の活動または施設とくらべて、平均を大幅に上回る水準の達成度を示さなければならない。この限界規準は、下記の場合に満たされるものとする。

(a) 提案される事業活動が理事会によって承認されている限界値を充足することを立証する数量的方法を使っており、指定された運営組織がこの方法を当該事業活動の置かれた状況に適しており、適正に適用されていると判定した場合、

(b) 理事会によって承認されている数量的方法が適用できない、或いは事業の参加者が以前に承認された数量的方法を当該事業活動には不適切と判断している事例で、

() 提案される事業活動が、発生源による人為的な排出の削減〔または吸収源による人為的な除去の強化〕について、平均を大幅に上回る水準の達成度を示すことを立証する別の方法を使っており、理事会が運営組織によって提出される当該方法を承認する場合。

() 理事会によるこの代替的方法の承認に基づき、指定された運営組織が当該方法を当該事業活動の置かれた状況に適しており、適正に適用されていると判定する場合。

(c) 選択肢 1 : 提案される事業活動が、達成度の相対的水準を数量的方法では設定できない、或いはこの方法ではマイナスの影響が出るような種類の事業で、排出削減〔及び／または除去〕の点で限界規準を上回っている場合。

選択肢 2 : 提案される事業活動が、例えばゼロ排出源など達成度の相対的水準を数量的方法では設定できないような種類の事業で、別の方法を使って達成度の水準が本附属書に従ってこの種の事業活動について設定されたベースラインを上回ることを立証している場合。

66 .〔上記 64 / 65 項の規定のほか、理事会が〔「ベースラインに関する指針を設定するための委任事項」に関する決議第[B/CP.6]号附属書に基づいて〕事業活動の種類と地理的地域に関する限界的方法と規準を設定するまで、CDM 事業活動はケースバイケースで検討され、上記 63 項の環境的追加性の必要条件を満たしていれば追加性を持つと見なされるものとする。〕】

67 . 下記の CDM 事業活動の場合は、〔上記 65 / 66 項の規定は適用されず、また〕第 12 条において追加性を持つと見なされるものとする。

(a) 化石燃料以外のエネルギーを生産する事業活動で、産出能力が[10][15][50]メガワット未満で設計されているもの。

(b) 化石燃料のエネルギーを生産する事業活動で、産出能力が[1][5][15]メガワット未満で設計されているもの。

(c) 最終使用の省エネルギー事業活動で、〔年間〕[1-5][5][10]メガワット時未満の〔電力〕〔エネルギー〕消費量を削減するように設計されているもの。

68 . CDM 事業活動におけるベースラインは、当該事業活動がない場合の温室効果ガスの発生源による人為的な排出〔または吸収源による除去の人為的な強化〕を妥当に説明するシナリオである。ベースラインは事業の境界線内における議定書附属書 A に記載された部門と発生源からの排出量〔、並びに森林伐採〕〔及び吸収源による人為的な除去の強化〕を対象とし、議定書の附属書 A に記載されたすべての温室効果ガスを含めるものとする。

69 . ベースラインには、受入締約国固有の状況により、将来の GHG の発生源による人為的な排出〔または吸収源による人為的な除去〕が現在の水準より増大すると予測するシナリオを含めることができる。

70 . ベースラインは活動水準の変化に対処する方法も考慮に入れるものとする。

71 . ベースラインは、下記の場合のみ、提案される事業活動がない場合に起こるであろう発生源による人為的排出量〔または吸収源による除去の人為的な強化〕を妥当に表すと見なすものとする。

(a) 〔COP/MOP〕〔理事会〕によって承認されており、指定された運営組織が当該事業活動の置かれた状況に照らして適切であり、適正に適用されていると判断するベースライン設定方法を使っている場合。または

(b) 別のベースライン設定方法を使っているが、〔COP/MOP〕〔理事会〕が運営組織によって提出された当該方法を承認しており、〔COP/MOP〕〔理事会〕によって当該方法が承認された後、指定された運営組織が当該方法を当該事業活動の置かれた状況に適しており、適正に適用されていると判定した場合。

72 . 事業の参加者は、承認された方法を使用するために、或いは新しい方法の承認を得るために、決議第〔B/CP.6〕号、本附属書〔及び UNFCCC の CDM リファレンスマニュアル〕に含まれる諸規定に従ってベースラインを設定し、事業の適格性確認と反復利用を容易にするために、事業設計文書の中で透明性の高い方法で事業のベースラインと追加性の判定で使われた取組方法、想定値、設定方法、パラメーター、データソース及びその他主要な要素について説明するものとする。

注釈：旧 73 / 74 項に関する協議の結果に基づき再検討する。

73 . 選択肢 1 : ベースラインは事業固有の根拠に基づいて設定するものとする。

選択肢 2 : ベースラインは事業固有のまたは複数事業のベースライン設定方法のいずれかを使うことができる。〔但し、土地利用、土地利用の変化及び林業の事業は事業固有の方法のみとする。〕

74 . 〔[75 項を条件として、]事業活動のベースライン設定方法を選択する際に、事業の参加者は[理事会][COP/MOP]の立案するガイダンスを考慮に入れて下記の取組方法の中から[最も低いもの][当該事業活動に最も適していると思われるもの]を選択し、その理由を説明するものとする。

(a) 該当する場合は、既存の実際の或いは歴史的な排出量。

(b) 投資への障壁を考慮に入れて、経済的に魅力のある技術からの排出量。

(c) 選択肢 1 : {附属書 の締約国}{受入締約国}または該当する地域で、それまで 2 年の間に行われた類似の{事業}{活動及び施設}の上位{20%}の平均排出量

選択肢 2 : 例えば、{附属書 の締約国}{受入締約国}{該当する地域}において過去 5 年の間に行われた対比可能な事業活動または施設の平均排出率など。

75 . 〔重工業並びに熱及び / または電力の供給事業の新規活動または施設について選択されるベースラインは、少なくとも附属書 に含まれる締約国で過去 3 年間に建設された類似の全発生源の上位[20%]に等しい厳格な水準に到達するものとする。熱 / 電供給部門の場合、ベースラインは受入締約国で熱 / 電の新規の活動または施設で使われる可能性が最も高い化石燃料によって決めるものとする。複数の燃料が考えられる場合、ベースラインは炭素密度の最も小さい燃料に基づいて設定するものとする。但し、事業の開発者が燃料に関する代替案を明確に正当化できる場合を除く。〕

76 . 〔発生源による人為的な排出を削減する及び / または吸収源による人為的な除去を強化するための土地利用、土地利用の変化及び林業の事業におけるベースラインの設定では、下記に対処するものとする。

(a) 事業の継続期間、

(b) [使用するベースラインの種類 (即ち、]事業固有のベースライン[、複数事業のベースライン])

(c) [採用するベースライン設定方法 (承認済みか新規のものか)][グッドプラクティスガイダンスに基づくもの]、

(d) 永続性³

(e) 漏出、

³ FCCC/SB/2000/MISC.4/Rev.1 の提案 4 は、これとの関連でさらに検討する。

(f) 追加性

(g) [排出が効果的に削減されなかった][または][除去が十分な時間維持されなかった] 場合の責任に関する法的手続。]

77 . [⁴以下の諸規定は、非永続的に気候変動の軽減に関する便益をもたらす土地利用、土地利用の変化及び林業に関連する事業活動に適用するものとする。

(a) これらの事業活動に基づいて発行される各 CER は「一時的認証排出削減量」または“ T-CER ”と呼ばれ、下記(e)に従って償却される時から一定の年数の有効期間を持つものとする。この有効期間は、各 T-CER の一意のシリアル番号の一部とする。

(b) T-CER の根拠となる気候変動の軽減に関連する便益がこの有効期間の終了以前に逆転した場合、事業の参加者は附属書 に含まれない締約国の登録簿でその目的のために維持している取消口座へ代替単位を移転する責任を負うものとする。この代替単位は残りの有効期間より長く有効なものでなければならない。事業の参加者は T-CER を発行する前に指定された運営組織に対して、この責任を履行するのに十分な資金的保証、割当量の予備或いはその他理事会によって承認された保証を確保していることを立証するものとする。

(c) 89 項で義務づけられるモニタリングの要素に加えて、これらの事業活動のモニタリング計画は、T-CERs が発行された後も定期的間隔でモニタリングを継続し、その結果を指定された運営組織へ報告できるようにするものとする。このモニタリングの結果、気候変動の軽減に関連する便益が有効期間の終了以前に逆転していることが判明した場合、事業の参加者は直ちに指定された運営組織へ通知し、該当する数の代替単位を上記(b)に従って附属書 に含まれない締約国の登録簿の取消口座へ移転するものとする。モニタリングまたは報告を怠った場合は、この逆転現象が発生したと見なすものとする。

(d) 気候変動の軽減に関連する便益が引き続き維持される場合、及び事業の参加者が上記(b)の規定により十分な保証があることを立証した場合、有効期間の終了時に新しい T-CER を発行することができる。

(e) 附属書 の締約国は T-CER を当該締約国の登録簿の償却口座へ入れることにより、第 3 条 1 項に基づくその約束を履行する目的で使用することができる。この T-CER の有効期間は、それが償却された時点から始まるものとする。当該締約国は、その有効期間が終了する前に、その登録簿の中にこの目的のために維持している取消口座へ別の割当量単位を入れることにより当該 T-CER を取り換えるものとする。]

78 . 選択肢 1 : 、 67 項の規準を満たす CDM 事業活動について、事業の参加者は

⁴ このカッコ内の案文 (77 項全部) は交渉に基づくものではない。一部の締約国は 76 項の(d)と(g)をこの案文で置き換えるように提案している。

(a) 適正な附属書 国の平均値を根拠とする限られた数の標準化されたベースラインを使用することができる。

(b) [[理事会によって設定された][COP/MOPによって承認された]他の規定を使うことができる。]

選択肢 2 : 67 項の規準を満たす CDM 事業活動について、事業の参加者は承認された地域規模または地球規模の初期ベースライン、標準化されたクレジット有効期間及び単純化されたモニタリング方法を使うことができる。

79 . 同じ種類の複数の小規模事業活動は、適格性確認、検証及び認証の必要条件についてそれぞれの独自性を失うことなく、単一のものとして登録できるように一括することができる。

80 . [推定排出削減量が年間[CCC]トンまたはクレジット期間中に[DDD]トンを越えるいかなる事業も、事業固有のベースラインを使用するものとする。]

81 . [事業のベースラインの設定では、主として産業部門の改革活動、現地での燃料の入手性、[土地利用と土地利用の変化の傾向、]電力部門の拡張計画、当該事業分野の経済情勢など関連する国及び / または部門の政策と置かれた状況を考慮に入れるものとする。]

82 . [CDM 事業活動がベースラインを設定できない場合、事業の参加者はその理由となる障壁を明らかにするものとする。]

83 . [事業の参加者は、下記のいずれかの方法を使って提案する事業活動のクレジット期間を選定しなければならない。

(a) 事業活動が追加の認証排出削減量に対する適格性を失う可能性のある単一のクレジット期間 : ベースラインはクレジット期間中固定される。クレジット期間は下記のいずれか短い方と定義される。

() 予想される当該事業の寿命、または

() [排出削減の事業活動の場合は] [15] 年、土地利用の変化及び林業の場合は [X] 年。または、

(b) 事業の参加者によって更新可能な 5 年のクレジット期間。但し当該事業活動が引き続き最新のデータを使って当初の[限界値及び]ベースライン規準を満たしていると、指定された運営組織が判断することを条件とする。

(c) [土地利用、土地利用の変化及び林業の事業活動の場合、事業の参加者は正当な理由付けのできるクレジット期間を提案する必要がある。]

84 . [上記 83 項の規定の他に、再生可能エネルギーに関する事業活動のクレジット期間は

15年とする。事業の参加者はこのクレジット期間を5年ごとに更新することができる。但し、この事業活動が引き続き最新のデータを使って当初の[限界値及び]ベースライン規準を満たしていると、指定された運営組織が判定することを条件とする。

85 .改訂されたベースラインは新規ベースライン承認手続きの対象となる。承認済みベースライン設定方法のいかなる改訂も、改訂日以降に登録されるベースラインのみに適用でき、既存の登録済み事業活動にはそのクレジット期間中影響を与えないものとする。

86 .発生源による排出の人為的な削減〔または吸収源による人為的な除去の強化〕は、検証に関する諸規定に従って、漏出を考慮に入れて調整されるものとする。

87 .漏出は、測定可能で当該 CDM 事業活動に起因する、適格性を確認された事業境界の外における、発生源による人為的な排出〔または吸収源による人為的な除去の強化〕の〔純〕変化と定義される。

88 .適格性を確認された事業境界は、事業の参加者の管轄内にあり、当該 CDM 事業活動に起因すると妥当に判断できる有意な、発生源による人為的な排出〔及び/または吸収源による人為的な除去の強化〕のすべての発生源と定義される。

I . モニタリング

89 .事業の参加者は、事業設計文書の一部として、下記を目的とするモニタリング計画を含めるものとする。

(a) クレジット期間中に事業の境界内で発生する温室効果ガスの人為的排出〔及び/または吸収源による人為的除去〕を推定または測定するのに必要なすべてのデータの収集と保存。

(b) クレジット期間中の事業の境界内における発生源による人為的排出〔及び/または吸収源による人為的除去〕のベースラインを判定するのに必要なすべてのデータの収集と保存。

(c) 当該事業活動に起因するものと妥当に判断できて且つ相当量である、事業境界外の発生源による人為的温室効果ガス排出の増大及び吸収源による人為的除去の強化で可能性あるすべての発生源の明確化。

(d) 上記(c)による漏出効果を評価する目的で、あらゆる関連データの収集と保存。

(e) 〔[環境的、経済的、社会的、文化的な影響など]事業がどのように受入国の持続可能な開発に貢献するかを評価するための関連するデータの収集と保存。〕

(f) モニタリングの品質保証と管理手続。

(g) 提案された CDM 事業活動に起因する温室効果ガスの発生源による人為的排出の削減〔及び/または吸収源による人為的除去の強化〕及び漏出効果を、定期的に計算するための手続。この期間は1年を下回らないものとする

(h) 上記(g)で述べた計算に含まれるすべての段取りの文書化。

90 . モニタリング計画は下記のモニタリング方法に基づくものとする。

(a) 指定された運営組織が当該方法を、提案された事業活動の置かれた状況に適しており、適正に適用されていると判断しているとして、以前から〔理事会〕〔COP/MOP〕によって承認されているもの。

(b) 特定の事業活動に使用するために提案された別の方法。但し、

() 当該方法が提案された事業活動の置かれた状況に適しており、適正に適用されていると、指定された運営組織が判断する場合。

() 〔理事会〕〔理事会の勧告に基づき COP/MOP〕が、発生源による人為的排出量[または吸収源による人為的除去量]を正確かつ妥当に確実に計算するのに十分な厳格さがある、或いは正確な計算をするに十分な厳格さはないが、発生源による人為的排出量[または吸収源による人為的除去量]をより正確かつ完全に推定でき、発生源による人為的排出量を過小推定せず、[また吸収源による人為的除去量を過大推定しない]妥当な保証を与えるとして、登録された方法を承認する場合。

(c) 〔グッドプラクティスのモニタリングを反映している場合。即ち、置かれた状況に合わせて最も費用効果的な、実用化されたモニタリング方法と少なくとも性能が同等な場合。〕

91 . 事業の参加者は、登録された事業設計文書に含まれるモニタリング計画を実施するものとする。

92 . モニタリング計画の改訂は、改訂によって正確度及び/または完全性が改善されるという事業の参加者の正当化が義務づけられ、指定された運営組織によって適格性が確認され、理事会によって承認されるものとする。

93 . 登録されたモニタリング計画及び該当する場合はその承認された改訂計画の実施を、検証、認証及び CERs 発行の前提条件とする。

94 . CDM 事業活動の一定期間における CERs 決定の根拠は、排出削減〔及び/または除去〕のモニタリング結果が報告された後の、

(事後計算のベースライン排出量) - (発生源による実際の人為的排出量) - (漏出量)
〔及び/または
(吸収源による実際の人為的除去量) - (ベースラインの吸収源による除去量) - (漏出量)〕
とする。

95. 事業の参加者は、事業の参加者との契約により検証を行う指定された運営組織に対して、89 項で規定した登録されたモニタリング計画に従ってモニタリング報告書を提出するものとする。

J. 検証と認証

96. 検証は、登録された事業活動の結果として検証期間中に発生しモニターされた温室効果ガスの発生源による人為的排出の削減〔及び/または吸収源による人為的除去の強化〕に関する指定された運営組織による定期的かつ独立した検討と事後の判定である。認証は、一定期間に事業活動が検証された温室効果ガスの発生源による人為的排出の削減〔及び/または吸収源による人為的除去の強化〕を達成したという、指定された運営組織の書面による保証である。

97. 5 項(o)の守秘義務に関する規定を条件として、事業の参加者との契約により検証を行う指定された運営組織はモニタリング報告書を公表できるようにし、また下記を行うものとする。

(a) 〔モニタリング報告書が公表された日から[30][60]日間にわたり、検証された排出削減が本附属書の必要条件に従って達成されたかどうかに関連する点について締約国、利害関係者及び UNFCCC の認定した NGOs からコメントを受け付け、検証報告書を作成する際にこれらコメントを考慮に入れる。〕

(b) 提出された当該事業に関する文書が、登録された事業設計文書の必要条件及び決議第〔B/CP.6〕号と本附属書の関連諸規程に準拠しているかどうか判定する。

(c) 適宜現地視察を行う。これには主として達成度記録の検討、事業の参加者と現地の利害関係者との面談、測定値の収集、行われている手法の観察、及びモニタリング機器の精度試験などが含まれる。

(d) 該当する場合は、他の情報源からの追加データを利用する。

(e) モニタリングの結果を検討し、発生源による人為的排出の削減〔または吸収源による人為的除去の強化〕を推定するモニタリング方法が正確に適用されており、その文書化が完全で透明性が高いかどうか検証する。

(f) 上記(b)で使われ(c)及び/または(d)を通じて入手したデータと情報に基づいて、登録

された事業設計文書に含まれるのと首尾一貫した計算手順を使って、温室効果ガスの発生源による人為的排出の削減〔及び/または吸収源による人為的除去〕が強化されたかどうか判定する。

(g) 実際の事業とその操業が、登録された事業設計文書に準拠しているかどうかについて懸念がある場合は、それを明確にする。指定された運営組織は、懸念があればそれを事業の参加者へ通知するものとする。事業の参加者はそれら懸念に対処して、追加の情報を提出することができる。

(h) 必要に応じて、事業の参加者に対してモニタリング方法の適切な変更を勧告する。

(i) 検証報告書を、事業の参加者、関与する締約国及び理事会へ提出する。この報告書は公表されるものとする。

98 .指定された運営組織は、その検証報告書に基づいて及び〔関与するすべての締約国〔及び民間のまたは公的な組織〕が検証報告書の対象とする期間に CDM に参加する適格性をもっていた場合〕検証されたようにこの期間に当該事業活動が温室効果ガスの発生源による人為的排出の削減〔及び/または吸収源による人為的除去〕の強化を達成したことを書面により認証するものとする。運営組織は事業の参加者、関与する締約国及び理事会に対して、認証手続きが終了次第直ちに書面によって認証の決定を報告し、認証報告書を公表できるようにするものとする。

K . 認証排出削減量の発行

99 . 認証報告書は、検証された温室効果ガスの発生源による人為的排出の削減〔及び/または吸収源による人為的除去〕の強化に等しい CERs の発行要請と見なされる。

100 .〔この発行要請は理事会によって認可され、当該事業活動に関与する一つの締約国または理事会の少なくとも[x]名の理事が提案された CDM 事業活動の見直しを要求しない限り、理事会が発行要請を受け取ってから [30][60]日後に最終決定と見なされる。この見直しの要求は下記の規定に従って行われるものとする。

(a) 見直しの要求は指定された運営組織の不正行為、背任行為または不適格〔の問題を含む CERs の検証と認証に関連する〕問題に限定するものとする。

(b) 本項に従って見直しの要求を受け取った場合、理事会の次の会合でその方針を決定するものとする。理事会がこの要求には価値があると判断した場合、理事会は見直しを実行し、要請された発行を承認するかどうか決定を行うものとする。

(c) 理事会は〔見直しの要求を受け付けてから〕〔見直しを行う決定をしてから〕[90][30]日以内にその見直しを完了するものとする。

101 . 理事会は見直しの結果を事業の参加者へ通知し、それとその理由を公表するものとする。

102 . 理事会から CDM 事業活動に対する CERs 発行の認可を受け取り次第、理事会の権限に基づいて作業するシステム管理者は、下記を行うものとする。

(a) 各 CER に一意のシリアル番号を付与する。

(b) 附則 C に従って、運営費用に充当し、また適応のためのコストを充足するのに用いられる収益の一部を決定し、第 12 条 8 項に従ってそれを徴収し、該当する口座へ〔移転〕〔クレジット〕する。

(c) 残る CERs を〔事業の参加者と関与する締約国の間に配分取決めがあればその比率に従って各関係者の〕〔参加する附属書 の締約国の〕登録簿の口座へ〔移転〕〔クレジット〕する。

【附則 X (クリーン開発メカニズムに関する決議第 B/CP.6 号の
方法と手続に関する附属書に対する)
「の一部」 / 補足性

1. 選択肢 1: 「補足性」については規定しない。

選択肢 2: 附属書 I に含まれる締約国は、その排出の抑制と削減に関する約束を主として国内的な行動を通じて達成するものとする。〔附属書 I に含まれる締約国による第 6、12、17 条のメカニズムの使用は、第 3 条に基づくその約束を満たすのに必要な努力の 30% 以内に抑えるものとする。COP/MOP はこの上限を定期的に見直すことができる〕この必要条件に対する遵守は、第 7 条に従って提出される情報に基づき遵守委員会によって評価される。

選択肢 3: 附属書 I に含まれる締約国の純取得量は、第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを合わせて下記のいずれか高い方を越えてはならない。即ち、

(a)
$$[5][25]\% \times \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2}$$

(ここで、「基準年の排出量」は「第 3 条 5 項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。)

(b) 1994 年から 2002 年までのいずれかの年度における実際の年間排出量の 5 倍と割当量の差の 50%。

但し、附属書 I (訳注: B では?) に含まれる締約国が 1993 年以降に行われた国内的な行動を通じて約束期間の上限を越える排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第 8 条に基づき立案される専門家による検討手順を経て立証されれば、その範囲内で純取得量の上限を引き上げることができる。

締約国が共同で約束を履行するという第 4 条の取決めのメンバーである場合、割当量は当該取決めに基づいてその締約国へ配分される割当量とする。それ以外の場合は、第 3 条 7 項に従って計算される当該締約国の割当量とする。

選択肢 4: 第 3 条は附属書 I に含まれる締約国の排出の抑制と削減に関する約束を設定し、それら締約国のそれぞれがその約束を達成するために国内的な行動を主たる手段とすべきことを規定している。附属書 I に含まれる各締約国の第 6、12、17 条によるメカニズムへの参加は、当該締約国が遵守に関する手続とメカニズムを通じて、国内対策がその第 3 条に基づく約束を達成する主たる手段であることを立証することを条件とする。第 3 条の約束に対する遵守について、附属書 I に含まれる各締約国の第 6、12、17 条によるメカニズムの合計使用量は、附属書 B に登録した当該締約国の排出の抑制と削減に関する数量化された約束に基づく割当量の X% を越えないものとする。

〔第 4 条に関連する問題点〕

2 .〔第 12 条に基づく CERs の[移転または]取得に関するいかなる制限も、第 4 条に基づく排出水準の割当に適用されるものとする。〕

3 .〔第 12 条に基づく CERs の純[移転または]取得に関するいかなる制限も、第 4 条に基づき運営するそれぞれの締約国に適用されるものとする。〕

4 .〔第 4 条に基づく割当のし直しは、上記選択肢 2-4 で述べた制限を考慮して行われるものとする。〕】

附則 A（クリーン開発メカニズムに関する決議第〔……〕号の
方法と手続に関する附属書に対する）
運営組織認定の基準

1. 運営組織は、下記の要件を満たすものとする。

(a) 法人（国内法人でも国際法人でもよい）であり、その身分を立証する文書を理事会へ提出する。

(b) 責任能力を持つ上級管理者のもとで、適格性の確認、検証、認証に関連する作業の種類、範囲、量について必要とされる能力を持つ人員を十分に雇用している。

(c) その活動に必要とされる資金的安定性、保険保護及び資源を確保している。

(d) その活動に起因する法的及び資金的責任をカバーするに十分な用意がある。

(e) 主として組織内における責任分担の手続及び訴訟に対処する手続など、その職務を遂行するための社内手続を文書化しており、それら手続を公表できる。

(f) 本決議及び関連する COP/MOP の決議で規定される職務を遂行するのに必要な専門知識を持っており、特に下記に関する知識と理解が十分である。

() 方法と手続、及び CDM の運営、COP/MOP の関連決議〔、及び理事会が発表する手引き〕の運用に関する指針。

() CDM 事業の適格性確認、検証、認証に関連する環境問題。

() ベースラインの設定、排出のモニタリング、その他の環境影響に関する専門知識を含む環境問題に関連する CDM 事業の技術的状況。

() 関連する環境監査の必要条件と方法論。

() 〔持続可能な開発。〕

() 発生源による人為的 GHG 排出量〔及び/または吸収源による人為的除去の強化〕の計算方法。

(g) 適格性確認、検証、認証に関する運営の見直しと判断を含めて、組織の機能の達成度と実施について全体的な責任を負う経営構造がある。運営組織の候補者は理事会へ下記を提出するものとする。

() 上級管理者、重役、上級役員、その他人員の氏名、資格、経験、権限。

() 権限、責任、職務の割当について上級管理者からのラインを示す組織図。

() 運営の見直しに関する方針と手続。

- () 文書管理を含む管理手続。
- () 適格性確認、検証、認証の職務に関する能力を確保し、その達成度を監視するための、運営組織の人員の訓練と育成に関する方針と手続。
- () 訴訟、異議申し立て、紛争に対処するための手続。

(h) 指定された運営組織としての職務にそぐわない背任行為、不正行為及び/またはその他について未解決の問題はない。

2. 運営組織の候補者は、下記の作業上の必要条件を満たすものとする。

(a) 適用される国内法を遵守し、特に下記の必要条件を満たしつつ、信憑性が高く、独立し、非差別的で、透明性の高い方法で作業する。

() 運営組織の候補者は、作業の不偏性を確保する規定を含めて、不偏性を保護するための文書化された仕組みを持つものとする。

() もっと大きな組織の一部となっており、当該組織の別の部分が CDM 事業の発掘、立案または資金供与に関与しているまたは関与する可能性がある場合、運営組織の候補者は、

理事会に対して当該組織が実施している或いは実施する可能性のあるすべての CDM 活動について報告し、当該組織のどの部分がどの CDM 活動に関与しているかを示すものとする。

理事会に対して当該組織の他の部分との関連性を明確に示し、利害の対立がないことを明確に立証するものとする。

理事会に対して、運営組織としてのその職務と他の職務との間に現在も将来も利害の対立がないことを明確に立証し、また不偏性を犯す危険性を最小限にするためにどのように事業を管理しているかを立証するものとする。この立証は、運営組織の内部に起因するものであれ、関連組織の活動に起因するものであれ、考えられるあらゆる利害対立の発生源を対象とするものとする。

理事会に対して、運営組織もその上級管理者とスタッフも、その判断に影響を与える或いはその活動に関連する判断の不偏性と完全性に対する信頼感を損なうような取引関連、資金関連、その他の訴訟と無関係であり、またこの点について適用されるいかなる規則も遵守していることを立証するものとする。

(b) 本附属書に含まれる諸規定に従って、CDM 事業への参加者から入手する情報の機密性を保護するための適切な取組をしている。

附則 B (クリーン開発メカニズムに関する決議第〔……〕号の方法と手続
に関する附属書に対する)

〔UNFCCC クリーン開発メカニズム参照マニュアル〕

【理事会は、主として下記に関連する COP/MOP〔及び理事会〕の決議を〔解説する UNFCCC の CDM 参照マニュアルを〕電子書式及び印刷物の形で維持し、公表するものとする。(訳注:【に対応するカッコが以下にない])

- (a) ベースライン設定方法:
 - () 新規のベースライン設定方法に関する必要条件、
 - () 〔承認されたベースライン設定方法。〕
- (b) 選択肢 1: 適格性の基準:
 - () 追加性、
 - 〔承認された限界基準〕
 - () 〔事業の種類、〕
 - () その他;選択肢 2:〔限界基準設定方法:
 - () 新規の限界基準設定方法に関する必要条件、
 - () 〔承認された限界基準設定方法。〕
- (c) モニタリング:
 - () 新規のモニタリング方法に関する必要条件、
 - () 〔承認されたモニタリング方法。〕
- (d) 事業設計文書 (本附則 B の附属書も参照のこと)。
- (e) 指定された運営組織の必要条件。

附属書 B (UNFCCC の CDM 参照マニュアル)
事業設計文書

選択肢 A (1 項):

1. 事業活動は事業設計文書の中で詳細に説明し、下記を含めるものとする。

(a) 事業の目的と枠組みに関する簡単な、客観的で技術に偏らない要約。

(b) 事業の説明:

() 事業の目的、

() [受入国の国内開発計画で定義された] [アジェンダ 21 及び関連する多国間環境条約で定義された] 持続可能な開発への貢献度。(訳注: 原文の末尾の閉じカッコに対応する開きカッコがない)

() 事業の技術的説明、及び技術選択の実行可能性を含めた技術移転の説明、

() 事業の立地場所とその地域に関する情報、

() 事業境界に関する簡単な説明 (地理的に)

() ベースライン並びに CDM 事業活動の将来の推移に影響を与える主要なパラメーター、

() [社会経済的状况と事業に関与する社会的行為者、]

() [事業が受入締約国及び/または事業の実施される特定の地域の社会経済的状况に与える影響、

事業がその境界線の外の影響地域へ与える社会経済的影響。

(c) 事業の実施と運転による追加の (間接的な) 影響。]

(d) 提案されるベースライン設定方法、

() ベースライン設定方法の説明と正当化。

() 提案されるクレジット期間の正当化、

() 事業の推定寿命、

() 承認された [複数事業の] ベースラインの特定事業への適用を完全に透明にするのに必要な他のあらゆる情報、

() ベースラインの推定で使われた主要なパラメーターと想定値の説明、

() 国内政策がどの程度ベースラインの決定に影響を与えているかに関する説明、

() [附属書 I に含まれる締約国の事業の種類に関する [国内] 政策の説明] (訳注: 原文のカッコの数が合わない)

() 発生源による人為的排出 [及び/または吸収源による人為的除去]、変数、使用したパラメーターに関する歴史的データなど、ベースライン発生源による人為的排出量 [及び/または吸収源による人為的除去量] を計算するのに使用したデータソース、

() 該当する場合は、当該活動の過去の発生源による人為的排出量 [及び/または

吸収源による人為的除去量)

- () 事業の寿命期間中における年間ベースライン排出量と排出削減量の予測、
 - (xi) 〔不確実性（該当する場合は数量的に）：
 - データ、
 - 想定値、
 - 主要な要素、
 - その他、〕
 - (xii) 〔事業〕〔ベースライン設定方法〕が〔国レベル及び国内地域レベルで〕事業境界線外への漏出の可能性に対処する方法、
 - (xiii) 新しいベースライン設定方法の場合は、提案するベースライン設定方法の強みと弱点、
 - (xiv) 〔事業に関連するプラスとマイナスの社会的、経済的、環境的及び文化的影響。〕
- (e) 〔該当する場合に、本附属書 49 項(d)に基づいて義務づけられる[、社会的影響を含めた]環境影響評価の要約。〕
- (f) 〔[土地利用、土地利用の変更、及び林業の事業活動の場合]：
 - () 炭素が隔離されているであろう期間の提案。
 - () 事業によって隔離された炭素の一部または全部が、上記(i)による期間より前に放出される可能性への対処方法。
 - () 炭素隔離の撤回の可能性に対処する方法。〕〕
 - (g) 経済及び資金に関する情報：
 - () 資金供与の出所と、資金供与が追加的なものであるという証拠、
 - () [財務分析と経済分析（内部収益率、準備積立金、資金の流れ）]、
 - () [事業の実施と寿命期間中の維持に関するコストの推定]、（訳注：原文のカッコの数が合わない）〕
 - (h) 追加性：当該事業活動が CDM の追加性義務をどのように満たすかの説明。
 - (i) その他の情報：
 - () 現地の利害関係者によるコメント、観察及び/または提案、及びそれら利害関係者の関与に関する説明。
 - () 該当する場合は、他の環境関連条約への貢献（例えば、生物多様性や砂漠化防止に関するものなど）。〕
 - (j) モニタリング計画：
 - () 事業境界線の内と外における事業の達成度指標、
 - () 事業の達成度指標とデータの質の評価に必要なデータ、
 - () データの収集とモニタリングで使われる方法、〕

- () 提案されるモニタリング方法の精度、比較可能性、完全性、有効性の評価、
- () モニタリング方法、記録、報告に関する品質保証と品質管理の規定、
- () モニタリング・データの使用方法に関する説明、

(k) 排出削減量〔または除去量〕を計算するための方式案：

- () 事業境界内で当該事業活動によるものと妥当に判断できる相当な発生源による人為的排出量〔及び人為的除去の強化〕（訳注：Anthropogenic **reduction of emissions** を入れて人為的排出削減量とすべきでは？）
- () 事業境界の外だが基準シナリオの地理的地域内における、当該事業活動によるものと妥当に判断できる〔相当な〕発生源による人為的排出量〔及び人為的除去の強化〕（訳注：上記と同じ）
- () 上記(k)の(i)と(ii)を合計した発生源による人為的排出量〔及び人為的除去の強化〕（訳注：上記と同じ）
- () 基準シナリオの地理的地域内で、承認された方法を使って計算される、当該事業活動に起因する発生源による人為的排出量〔及び人為的除去の強化〕の合計と該当するベースラインとの比較、（訳注：上記と同じ）
- () 基準シナリオの地理的地域の外だが、当該事業活動によるものと妥当に判断できる〔相当な〕発生源による人為的排出量〔及び人為的除去の強化〕の変化を説明するために、理事会によって義務づけられる追加の要素。
- () 一定期間中に削減された排出量。

(l) 参考事項。

選択肢 B (2 項)：

2．事業活動は事業設計文書の中で詳細に説明し、下記を含めるものとする。

- (a) 事業の目的、技術的説明、及び境界線の説明からなる事業の説明。
- (c) 提案されるベースライン設定方法：
 - () ベースライン計算方法の説明と選定の正当化、
 - () 事業の推定寿命と提案されるクレジット期間の正当化。
 - () ベースラインの推定で使われた主要なパラメーター、データ源及び想定値の説明と、不確実性の評価、
 - () 年間のベースライン排出量と排出削減量の予測、
 - () 当該ベースライン設定方法で漏出の可能性に対処する方法の説明、
 - () 新しいベースライン設定方法の場合は、その強みと弱点の評価。
- (c) 環境影響評価の文書化。
- (d) 〔[土地利用、土地利用の変更、及び林業の CDM 事業活動の場合]：
 - () 炭素が隔離されているであろう期間の提案。
 - () 事業によって隔離された炭素の一部または全部が、上記(i)による期間より前に

放出される可能性への対処方法。

() 炭素隔離の撤回の可能性に対処する方法。]

(e) 資金の供給源、及び当該資金供与が追加のものであるという立証。

(f) 事業活動が追加性の必要条件を満たす方法の説明。

(g) 現地の利害関係者によるコメント、観察及び/または提案、及びそれら利害関係者の関与に関する説明。

(h) モニタリング計画：

() 必要とされるデータ、及びデータの質の評価、

() データの収集とモニタリングで使われる方法。

(i) 排出削減量〔または除去量〕を計算するための方式案：

() 事業境界内で当該事業活動によるものと妥当に判断できる相当な発生源による人為的排出量〔及び人為的除去の強化〕(訳注：上記1(k)の訳注と同じ)

() 事業境界の外だが基準シナリオの地理的地域内における、当該事業活動によるものと妥当に判断できる〔相当な〕発生源による人為的排出量〔及び人為的除去の強化〕(訳注：上記と同じ)

() 上記(k)の()と()を合計した発生源による人為的排出量〔及び人為的除去の強化〕(訳注：上記と同じ)

(l) 参考事項。

附則 C (クリーン開発メカニズムに関する決議第〔……〕号の方法と手続
に関する附属書に対する)

収益の一部の決定と配分

1. 選択肢 1 : 収益の一部は、CDM の事業活動について発行される CERs の〔数量〕〔金額〕の[x][1][10]%と定義される。

選択肢 2 : 収益の一部は、CDM 事業活動の金額の[x][1][10]%と定義される。

2. 理事会は公開の競争的手順を通じて CERs を入札にかけて通貨に転換し、本附属書に従って適応基金口座と運営費用口座のそれぞれの基金へ預託するものとする。

3. 【[COP][COP/MOP]は理事会の運営費用に充当する予算を 2 年ごとのベースで採用するものとする。これに相当する金額は収益の一部を引き当て、この目的のために事務局が維持する口座へ預託するものとする。〔[COP][COP/MOP]はこの運営予算を収益の一部の[x]%以内の金額で維持するものとする〕〔[COP][COP/MOP]はこの運営予算が理事会の職務を効果的に履行できる範囲内で最低水準に保つものとする〕。残る、収益の一部の 100 - [x]%を下回らない金額は(訳注:原文には対応する“[”のない“]”が入っている)、後発途上国及び小島嶼国を中心として気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上締約国が適応するための資金援助を行うのに使うものとし、この目的のために関連諸規程で言及される適応基金によって維持される口座へ預託されるものとする。】

4. 上記 1 で述べる収益の一部は、後発途上の〔及び小島嶼開発途上の〕締約国で行われる CDM 事業活動の場合に免除されるものとする。

5. 〔COP/MOP は本附属書に含まれる収益の一部の決定及び/または配分を[改訂する決議を行うことができる][見直し改訂するものとする]〕。

【附則 D（クリーン開発メカニズムに関する決議第〔……〕号の方法と手続
に関する附属書に対する）

適応基金に関する決議第 X/[CP.6][CMP.1]号

（注釈：一部の締約国は適応基金に関する決議を CDM に関する決議に組み込むべきと言
う意見である。）

〔京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす〕締約国会議は、

京都議定書第 10 条(b)に留意し、

京都議定書第 12 条 8 項を念頭に置き、

また、〔その〕〔締約国会議の〕決議第 11/CP.1 号及び第 2/CP.4 号も念頭に置き、

1 ．〔第 6 条⁶及び〕クリーン開発メカニズムに基づく事業活動から〔及び第 17 条に基づ
く取引から〕〔並びに第 17 条に基づく〔取引〕〔最初の取引〕から〕の収益の一部を、開発途上
締約国及び小島嶼開発途上国を中心として、気候変動の悪影響を特に受けやすい後発途上
締約国⁷が適応するための資金援助を行うために使えるように、適応化の事業と対策へ資
金の支援を配分するための適応基金⁵を設置することを決議する。

2 ．この適応基金は、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の指導
に基づき〔また京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議第一回会合で
採択される支出手続と予定表を使用して、〕〔COP/MOP によって決定される既存の機関〕
〔条約の資金的メカニズムの運営を委任される組織〕によって管理されることを決議する。

3 ．上記 2 に述べる適応基金の運営を委任される組織は、適応基金のすべての資産と負債
に関する監査済み年次報告書を、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国
会議の検討を受けるために提出すべきことを決議する。

4 ．開発途上締約国は、適応化事業明確化のプロセスに従って、資金供与を必要とする適
応化事業を明確にし、適応基金へ資金援助の申請書を提出すべきことを決議する。

5 ．適応基金から適応化の事業と対策への資金供与は、条約に基づいて行われている適応
化に関する作業と整合性を持たせ、適応化に関連するコストの一部を満たすのに使われる
べきことを決議する。

⁶ 「条」とは、別途指定しない限り京都議定書の条項を意味する。

⁷ 「締約国」とは、別途指定しない限り京都議定書の締約国を意味する。

⁵ 〔適応基金は、後発途上国及び小島嶼開発途上国を中心として、気候変動の悪影響及び／又は第 6 条
と第 17 条に基づく対応策の実施の影響を特に受けやすい開発途上締約国が適応するための資金援助を
行うために設置されるものとする。〕

- 6 . 適応基金から資金援助を受ける適応化の事業と対策は、
- (a) 国が推進し、
 - (b) 関係締約国の持続可能な開発のための国家戦略及び優先課題と適合性を持ち、締約国の国別報告書〔またはその国家計画〕で見いだされた具体的な脆弱性に対処し、
 - (c) 〔国内規則に従って〕環境影響評価の対象となり、
 - (d) 現地の利害関係者の懸念を考慮に入れていることを立証し、
 - (e) 決議第 11/CP.1 号 1(d)()項及び()項 (FCCC/CP/1995/7/Add.1) を考慮に入れて立案され、
 - (f) 費用効果の高い方法で実施されるべきことを 決議する。

7 . 適応化の事業と対策を実施する締約国は、COP/MOP による指導を条件として適応基金の管理を委任された機関へ報告義務を負うことを 決議する。

8 . 〔森林と土壌の炭素貯蔵を維持することを目標とする適応化事業も適応基金から資金援助を受けることができることを 決議する。上記 6 項と下記 9 項を条件として、これら事業は発展途上の締約国による国別報告書の情報を参考とし、下記の活動に限定されるものとする。

- (a) [自然林の保全]、
- (b) [劣化した植生の復旧]、
- (c) [危機に瀕した保護地区の保護]、
- (d) [劣化した土地の復旧]。

9 . 適応基金から資金援助を受ける適応化の事業と対策は、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議によって設定される指針に従って選定されるべきことを 決議する。

10 . 〔COP/MOP [または適応基金の管理を委任された組織]は、適宜追加の必要条件を決めることができる。〕

附則 E (クリーン開発メカニズムに関する決議第〔……〕号の方法と手続
に関する附属書に対する)
附属書 に含まれない締約国の登録簿

1. 理事会は、附属書 に含まれない締約国が CERs の発行〔及びそれら締約国による CERs の保有〔、移転〕及び取得〕を正確に説明できるように登録簿を設置し維持するものとする。理事会はその権限に基づいて、この登録簿を維持する登録簿管理者を指定するものとする。

(注釈：吸収源が CDM に基づき適格性を持つ場合は、附属書 に含まれない締約国の登録簿での取消機能、或いは達成度の問題に対処するための CERs の満期日について検討する必要があるかも知れない。)

2. この登録簿は、主として CERs の発行〔及び附属書 に含まれない締約国による CERs の保有〔、移転〕及び取得〕に関する共通のデータ要素を含む標準化された電子式データベースの形をとるものとする。附属書 に含まれない締約国の登録簿の仕組みと書式は京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議 (COP/MOP) が追って採択する決議第〔-/CMP.1〕号の実施に関する指針に従うものとする。

3. 理事会は、CDM 事業活動を受け入れる〔及び/または口座の設定を要請する〕附属書 に含まれない各締約国の登録簿に一または複数の口座を設定するものとする。また、運営費用と適応基金に関するものを含めて、収益の一部を保有し管理する目的でも登録簿に一または複数の口座を設定するものとする。

4.〔⁸ 理事会は本附属書 77 項の必要条件を満たす目的で、登録簿に取消口座を設定するものとする。この取消口座に移転される CERs はそれ以上移転することはできない。〕

5. 登録簿の各口座は下記の要素からなる一意の口座番号を持つものとする。

(a) 締約国の識別子：〔収益の一部の保有と管理の口座を別として〕これは附属書 に含まれない締約国を区別するもので、国際標準化機構の定義する 2 文字の国別コード (ISO 3166) を使用する〔また、収益の一部の保有と管理の口座の場合は、理事会、適応基金または適宜その他の機関を区別する〕。

(b) 一意の番号：これは締約国識別子に対応する口座の一意の番号を使って口座を区別する。

6. 理事会から CDM 事業活動の CERs 発行の認可を受け次第、登録簿の管理者は、

(a) 査定された CDM 事業活動からの収益の一部に相当する CERs を、収益の一部を保

⁸ このカッコ内の案文は交渉に基づくものではない。

有 / 管理する登録簿の一または複数の口座に対して発行する。

(b) 残る CDM 事業活動からの CERs を発行して、それを事業の参加者及びその配分取決めで指定された締約国の国内登録簿及び / または口座へ配分する。

7 . 各 CER には下記の要素からなる一意のシリアル番号をつけるものとする。

(a) 約束期間：これは当該 CER が発行される約束期間を区別する。

(b) 発行締約国：これは CDM 事業活動を受け入れた附属書 に含まれない締約国を区別するもので、国際標準化機構の定義する 2 文字の国別コード (ISO 3166) を使用する。

(c) 種類：これは当該単位を CER [⁹ または一時的 CER] として区別する。

(d) 一意の番号：これは一意の番号を使って当該 CER の約束期間と発生した締約国を区別する。シリアル番号は最初と最後の番号によりブロックで記憶される。単一の CERs の場合、最初と最後の番号は同じである。

(e) 事業の識別子：これは発生した締約国ごとの CDM 事業活動に一意の番号を使って、CERs が発行される個々の CDM 事業活動を区別する。

(f) [¹⁰ 有効期間：これは一時的 CER が有効な年数を区別する。有効期間は、附属書の締約国がそれを償却した時点から始まる。]

8 . 登録簿の管理者は、ユーザーフレンドリーで公表可能なインターフェースにより、登録簿から CERs が発行されている、事業識別子によって区別されるすべての CDM 事業活動に関する下記の情報を [記録し、また] 公表できるようにするものとする。

(a) 事業の名称：これは一意の名称によって CDM 事業活動を区別する。

(b) 事業の立地場所：これは CDM 事業活動が立地する締約国及び都市または地域を区別する。

(c) CER 発行年度：これは各 CDM 事業活動の結果として CERs が発行される年度を区別する。

(d) 運営組織：これは当該 CDM 事業活動の適格性確認、検証及び認証に関与した運営組織を区別する。

(e) 報告書：これには、本決議の守秘義務規定を条件として、各 CDM 事業活動に関する [事業設計文書、適格性確認報告書、登録通知書、モニタリング報告書、検証報告書、認証通知書、CERs 発行通知書] [各種報告書] の、ダウンロード可能な電子書式を含めるものとする。

9 . 登録簿は、主として各口座に関する下記の情報を含めて、登録簿に含まれる守秘義務のない情報に関心のある者が検索し閲覧できるように、ユーザーフレンドリーで公表可能なインターフェースを提供するものとする。

⁹ このカッコ内の案文は交渉に基づくものではない。

¹⁰ このカッコ内の案文は交渉に基づくものではない。

- (a) 口座の名称：これは口座の保有者を区別する。
- (b) 代表者識別子：これは締約国区別子(国際標準化機構による2文字の国別コード(ISO 3166))と当該締約国の登録簿における当該代表者の一意の番号を使って、口座保有者の代表者を区別する。
- (c) 代表者名と連絡先情報：これは当該口座保有者の代表者のフルネーム、郵送先住所、電話番号、ファックス番号及び/またはEメールアドレスを区別する。
- (d) 〔各口座に〕発行されたCERsをシリアル番号で。
- (e) 〔移転された〕CERs及び取得した口座とそれが含まれる国内登録簿をシリアル番号で、
- (f) CERsの現在の保有状況をシリアル番号で。

【決議第〔B/CP.6〕号に対する附属書

ベースラインに関する指針設定のための委任事項

選択肢 1：〔気候変動に関する政府間パネル〕〔専門家リストから選ばれた専門家〕は、クリーン開発メカニズムの事業に対するベースラインのための指針を作成するに当たり、地域間のバランスを〔十分に〕勘案し、〔科学上及び技術上の助言に関する補助機関〕〔理事会〕の指導を受けて、主として下記の委任事項を手引きとするものとする。

選択肢 2：気候変動に関する政府間パネルは、クリーン開発メカニズムの事業に対するベースラインのための指針を作成するに当たり、理事会の指導を受けて、下記の委任事項に従って作業を行うものとする。

選択肢 3：事務局は科学上及び技術上の助言に関する補助機関の第[14][15]回会合に先立って、発電、製造工程〔、LULUCF、捕捉事業、〕及びエネルギーの効率化と消費など主要な事業分野に関するベースライン設定、〔限界基準〕及び〔モニタリング〕の方法に関する政策関連技術情報を作成するために専門家の意見を聴取するものとする。（訳注：原文には目的語がない。...draw from the roster of experts to develop policy-relevant ...の“to develop”を“the”に変えるか、draw とfrom の間にopinionsを入れる）

科学上及び技術上の助言に関する補助機関は、CDM 事業活動のためのベースライン設定、〔限界基準〕及び〔モニタリング〕の方法、及びそれらに関する技術情報、推奨事項、手引き案〔並びに開発に関する限界基準〕を作成するに当たり、下記の点を手引きにするものとする。

選択肢 A（1項と2項）:

1．ベースライン設定に関する指針の目的は、下記のために事業ベースの活動に関するベースライン設定方法について手引きを提供することにある。

(a) 〔理事会〕〔COP/MOP〕によって承認され、クリーン開発メカニズムのための方法と手続に関する本附属書のベースラインに関するあらゆる項目に含まれている、すべてのベースライン設定方法を調和させ、更に推敲し、拡大し、整合性を持たせる。

(b) 事業の開発者が客観的で透明性の高い、また信頼性の高い方法で、ベースラインを立案できるようにする。

(c) 指定された運営組織が、ベースラインを整合性のある透明性の高い方法でチェックするための手引きを提供する。

2．手引きは下記の分野を対象とする。

(a) 相互に明確に区別でき、ベースライン設定方法について共通の特徴を示す事業分類（例えば、部門、技術、地理的地域による）の定義。

(b) 最も正確なベースラインを設定できる可能性のある方法。方法に関する手引きは、区別された事業分類について、データの入手性を考慮した集合化の水準、地理的地域及びデータの入手性に関する手引きを含めて、事業固有の及び複数事業のベースラインを対象とする必要がある。

(c) 将来の動的な推移を考慮に入れて最も現実的かつ最も可能性のあるシナリオを達成するために、適切な方法の選択の手引きとなる意思決定系統図及びその他の方法論的手段。

(d) 良好な正確度を保てる標準化の水準。可能かつ適切であれば、常に標準化されたパラメーターを作成する必要がある。高度に標準化されたベースラインを採用している事業からの排出削減を過大評価しないように、標準化は控え目に行う必要がある。

(e) 事業境界内に含めるべき温室効果ガスを勘案した事業境界の決定。〔漏出との関連性、及び漏出水準の事後的評価を可能とする適切な事業境界と指標の設定に関する推奨事項。〕

(f) 事業のクレジット対象寿命。

(g) データの選択（国際的、省略時、国内的）及び測定すべき指標、不確実性の推定と取扱に関する助言を含むデータ収集。

(h) 〔部門別改革活動、現地の燃料の入手性、電力部門の拡張計画、事業分野の経済情勢を中心として、関連する国内政策、国または地域に固有の状況を組み込むこと。〕

選択肢 B（3 項と 6 項）：（訳注：または 3～6 項？）

3．目的は、下記のためのベースライン、〔限界基準〕及び〔モニタリング〕に関する指針を立案し、方法を設定することにある。

(a) 決議第〔B/CP.6〕号の附属書[x]に含まれるベースライン、〔限界基準〕及び〔モニタリング〕の設定方法に関する規定を立案する。

(b) 整合性、透明性及び予測性を高める。

(c) 純排出削減量〔または除去の強化〕を実質的かつ測定可能なものとし、事業の境界線内で発生していることを正確に反映できるようにするため、厳格さを備える。

(d) 他の地理的地域でも、またすべての事業の種類にも容易に適用できるようにする。

4．下記の分野について手引きを与える。

(a) ベースライン設定、〔限界基準〕及び〔モニタリング〕について方法論上共通の特徴を持たせるような事業分類の定義（例えば、部門別、小部門別、事業の種類別、技術別、地理的地域別）。

(b) 事業活動がないとした場合に起こるであろうものを最も妥当に表すベースライン設定方法。

(c) 〔整合性と費用効果の必要性を考慮に入れて、当該事業活動の結果として実際に発生した排出削減[または除去の強化]を正確に測定できるモニタリング方法。〕

(d) 区別された事業分類については、データの入手性を考慮に入れて、設定方法に地理的集合化のレベル（即ち、国際的か、国内的か、省略時のものか）に関する手引きを含める必要がある。

(e) 関連する状況を考慮に入れて最も適切な方法の選択の手引きとなる意思決定系統図及びその他の方法論的手段。

(f) 〔可能で適切である限り、事業活動がないとした場合に起こるであろうものを妥当に推定できるような、設定方法の適切な水準の標準化。標準化は、除去の強化における排出削減（訳注：「排出削減と除去の強化」では？ in and）が実質的かつ測定可能で、事業活動の結果として何が起きているかを正確に反映できるものとする必要がある。[高度に標準化されたベースラインを採用している事業からの排出削減[または除去の強化]を過大評価しないように、標準化は控え目に行う必要がある。〕〕

(g) ベースライン設定、〔限界基準〕及び〔モニタリング〕の一部として含めるべきすべての温室効果ガスを勘案した事業境界の決定。漏出との関連性、及び漏出水準の事後的評価を可能とする適切な事業境界と方法の設定に関する推奨事項。

(h) 〔達成度〕。

(i) 事業のクレジット対象寿命。

(j) 〔部門別改革活動、現地の燃料の入手性、電力部門の拡張計画、事業分野の経済情勢を中心として、関連する国内政策、国または地域に固有の状況を考慮に入れる方法。〕

5 .〔ベースライン[及び限界基準]の設定方法に関する手引きを立案するに当たり、SBSTAは特に下記に関する方法論上の取組方法を考慮に入れるものとする。〕

(a) 受入国または当該地域における現在の慣行及び趨勢に関する判断。

(b) 当該活動または事業分類を対象とする最小コストの技術に関する判断。

(c) 事前の実際の排出量の測定。

(d) 各種事業分類及び地域別の限界基準の優先的立案。〕

6 .〔各種事業分類及び地域別の限界基準を優先的に立案する。〕

【決議第〔B/CP.6〕号に対する附属書

〔暫定的〕理事会の理事